

市議会の動き

6月

■5日・議会運営委員会（議案は任期満了した常任委員会に付託する）

■6日・議長権限により、議会運営委員会・常任委員会を指名（総入れ替え）

■12日・6月定例会が開会

・緊急質問（閉会中の指名について）

・辞職勧告決議を可決

■24日・川上市議が提出した「5月臨時会から6月議会にかけた議会運営の反省に関する決議」を可決

■26日・6月定例会が閉会

8月

■6日・代表者会議（総入れ替え委員会の出欠の相談）

■13日・意見集約（欠席との意向表明が過半数）川上市議は意見書提出

■22日・議長は委員会を招集せず

■29日・代表者会議（9月議会の議会運営を協議）

9月

■1日・代表者会議（9月議会の議会運営を協議）

■2日・議事運営に関する協議の場（全議員を対象にするが非公式）川上市議が「2つの提案」①委員会条例改正（再発防止）②謝罪後、ゼロベースでの委員会の調整、議長が9月定例会の日程提案（常任委員会は開催しない）川上市議は開催を求める。

■5日・9月定例会が開会

・議長が9月定例会の日程提案（常任委員会は開催しない）川上市議は反対。

・緊急質問 川上市議が「2つの提案」

■18日・議事運営に関する協議の場（川上市議が委員会条例改正案を紹介）

■26日・委員会条例改正案を一部修正

■30日

・委員会条例改正案を可決（全会一致）

・緊急質問 川上市議が再発防止・謝罪・調整努力・辞職の考えを議長に質問

・川上市議が提出した辞職勧告決議案を可決（下記参照）

・9月定例会が閉会

江口徹議長に議長辞職勧告

市議会決議 全文紹介

■地方自治の本旨は住民の福祉の増進を図るところにあり、二元代表制のもとで市議会は市政に対する監視機関として責任を果たさなければならない。市議会議長は、「議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する」とした地方自治法の規定に従い誠実に職務にあたるべきである。

■江口徹議長は6月6日、閉会中に、調整がつかないまま飯塚市議会委員会条例第8条第1項のただし書きにより議会運営委員会委員及び全議員を対象に常任委員会委員に指名した。民主的な議会運営の集約である飯塚市議会の先例を議長が守らず、立法趣旨を無視したものであることはすでに明らかとなっている。この指名以降は議会運営

議長権限の濫用で

機能回復
を直ちに

議会運営委員会 4常任委員会が

全面機能停止

うべき常任委員会への付託をやめて、本会議でのみ行うと提案した。そのため詳細な審査に支障をきたし、慎重な審査のための継続審査もできない事態となった。また、請願審査も本会議で行うこととなり、請願採択に伴う国に対する意見書の調整にも支障をきたした。議案付託まで時間はあったのに、常任委員会の機能化へ調整の努力を早くも放棄するものであった。

■飯塚市は今後、住民サービスや住民負担に関わる政策を含めて各分野の事務事業のしっかりしたチェックとともに、第3次総合計画策定の検討など重要な時期を迎える。市議会の監視機能の役割はますます大きくなる。

■江口議長は現在、立法趣旨に反した今回指名の誤りを認めず、6月24日の決議に沿った謝罪もできないために、常任委員会及び議会運営委員会の確立の責任を果たすことができない状況にある。これからの時期に求められる議長権限の正しい行使への気力をすでに失っており、事態打開の見通しがまったく見えないばかりか、議会運営を再び誤りかねない。

■議会運営委員会が機能できない中で、議事運営に関する協議の場を全員協議会として行うことはできたが、正式な委員会ではないため正規の記録は残せず、非公開であるために傍聴ができず市民の不信を広げている。今回の誤りの再発防止のために、委員会条例の改正が成立したが、江口議長はしかるべき役割を果たさなかった。議会運営委員会及び常任委員会の確立のための調整については、困難を克服する粘り強い努力は見られなかった。

■よって、飯塚市議会では、議会機能を回復し市民に責任を果たす立場から、江口徹議長に直ちに辞職するよう勧告するものである。

2025年9月30日

飯塚市議会



日本共産党飯塚市議
川上直喜

営の誤りを深く反省し、市民に謝罪するとともに、今回の教訓に学び地方自治法及び関係法令を遵守し、多年にわたる民主的な議会運営の集

■9月定例会の初日、江口議長は決算特別委員会に付託するものを除いて、議案審査について会議規則に定められ本行